

城陽山砂利採取地整備公社における建設発生土の受入れについて

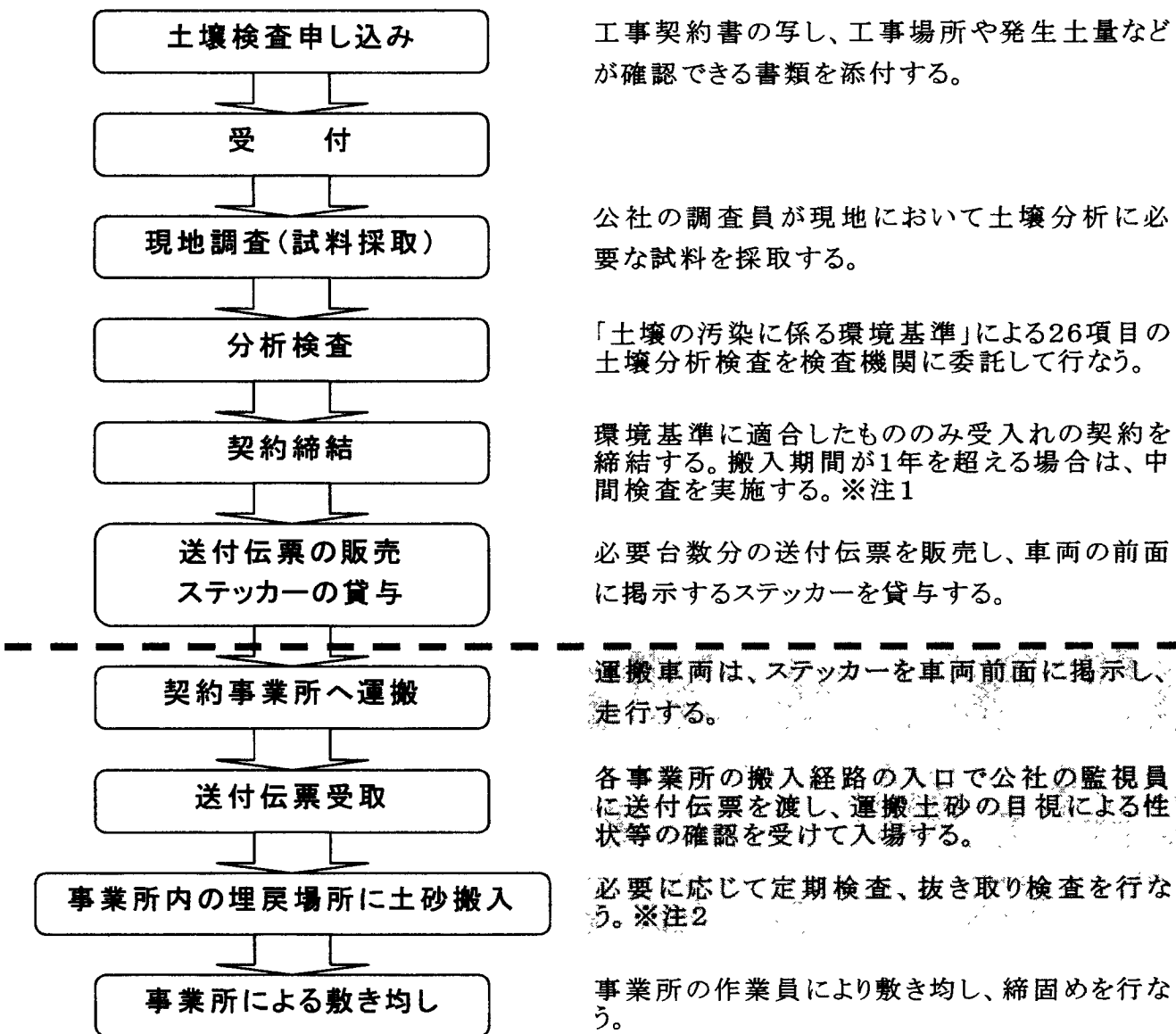
1. 経緯

時 期	概 要
平成元年 3月31日	<p>財団法人城陽山砂利採取地整備公社を設立する。 次の事業に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① <u>土砂の搬入及び採取地の埋戻し、整地等に関する事業</u> 但し、扱う建設発生土は公共事業から発生するものとする。 ② 調整地等の防災施設の整備に関する事業 ③ 採取地内及び周辺地域における道路の整備に関する事業 ④ 緑化に関する事業 ⑤ 防災施設等の管理に関する事業 ⑥ その他この法人の目的を達成するために必要な事業
平成14年 7月1日	<p>「城陽市砂利採取及び土砂等の採取又は土地の埋め立て等に関する条例」を施行する。</p> <p>山砂利採取跡地にある急崖地の復旧に事業所が使用する民間建設発生土の搬入に適用し、事前の土壌検査を義務付けた。</p>
平成18年 4月1日	<p>城陽山砂利採取地整備公社において民間建設発生土も扱うこととした。(公社一元化)</p> <p>公共と民間の建設発生土が輻輳して搬入されることから、山砂利採取跡地における安心で安全な埋戻しを確保するため、平成18年度からは公共に加え民間の建設発生土の搬入についても城陽山砂利採取地整備公社で取扱い、一元的に管理することとした。</p>

2. 建設発生土の搬入及び監視体制について

財団法人城陽山砂利採取地整備公社埋立処分地管理運営規程に基づき公共工事及び民間工事から発生する建設発生土を山砂利採取跡地に受入れ、埋戻を行なっている。

建設発生土受入れフロー図



※注1 中間検査とは、搬入予定期間が概ね1年を超えるものについては、再度「土壌の汚染に係る環境基準」による26項目の土壌分析検査を検査機関に委託して行なうもの。

※注2 定期検査とは、毎月1回埋戻を行なった土について「土壌の汚染に係る環境基準」による26項目の土壌分析検査を検査機関に委託して行なうもの。

抜き取り検査とは、年2回運搬車両から直接試料を採取し、「土壌の汚染に係る環境基準」による26項目の分析検査を行なうもの。